本大臣は、更に、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年十二月五日に東京で

日本国外務大臣　河野太郎

アメリカ合衆国特命全権大使

ウィリアム・F・ハガティ閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、アメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年十二月五日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使

ウィリアム・F・ハガティ

日本国外務大臣　河野太郎閣下

○農林水産省告示第二千八十号

畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）第六条の規定に基づき、農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域を次のように定める。

平成二十九年十二月十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域

二　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県の区域

三　新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域

四　長野県、岐阜県、愛知県及び三重県の区域

五　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域

六　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域

七　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域

八　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域

附　則

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2　平成十年一月二十一日農林水産省告示第百二十九号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第五条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める地域を定める件）は、廃止する。

○農林水産省告示第二千八十一号

畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十条第一項第三号の規定に基づき、東京都の区域を分けた区域を次のように定める。

平成二十九年十二月十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

区域の名称	区域
大島区域	大島町、利島村、新島村及び神津島村の区域
三宅島区域	三宅村及び御蔵島村の区域
八丈島区域	八丈町及び青ヶ島村の区域
小笠原区域	小笠原村の区域
東京区域	東京都の区域のうち大島区域、三宅島区域、八丈島区域及び小笠原区域を除く区域

附　則

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2　昭和四十一年三月三十日農林省告示第三百八十二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第七条第一号の規定に基づき区域を定める件）は、廃止する。

○農林水産省告示第二千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川字市の山三一九〇の一七（次の図に示す部分に限る。）、三一九〇の一、三一九〇の二六、三一九〇の二七、字中尾三七八八の一・三七八八の二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七八八の二〇、三七八八の二五、三七八八の二八、三七八九の一、三八〇三の一、三八〇四の一、三八〇八の一、三八一四の一、三八一四の六、三八一九の七、三八三九の一、三八三九の四、三八四二の一、三八四三の一、三八四三の三、三八四三の四、三八四三の二五、三八四三の五九、三八四七の一、三八四七の七、三八六九の一、三八七五の一、三八八六の三、三八八六の一四、三八八六の一五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　宮崎県北諸県郡三股町大字長田字細目三三九の一〇二、字出谷三七七四の二四、三七七四の二六から三七七四の二八まで、三七七四の三八、三七九一の一八、三七九一の二〇、三七九一の四三、三七九一の四六、三七九一の四九、三七九一の五〇、三七九一の五五、三七九一の五八、三七九一の六三、三七九一の六六、字花谷三八五六の一、三八五六の二、三八六五の八、三八六八の七から三八六八の一一まで、三八六八の二六、三八六八の三五から三八六八の三七まで、三八六八の四七、三八八一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡木城町大字中之又字塊所三二七の三、三二七の一八、三二七の二一、三二七の二三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　高知県土佐清水市久百々字大元山三四九の口

二　指定の目的　水源の涵養